

福岡県肝疾患専門医療機関応募要領

1 趣旨

本県では、ウイルス性肝炎に対する適切な医療がどこでも受けられるよう、久留米大学病院を肝疾患診療連携拠点病院として指定するとともに、当該拠点病院と連携し、地域の医療機関へ最新の肝炎医療の情報提供を行い、早期に適切な治療方針の決定を行う肝疾患専門医療機関の指定を行っている。

2 肝疾患専門医療機関の役割

- (1) 精密検査結果等に係る連絡調整及び県民等からの問い合わせに対応
- (2) 医療機関及び保健所における肝炎ウイルス検査で「肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された県民の精密検査結果を福岡県（政令市含む）が定めた様式を用いて、検査医療機関及び保健所等に報告
- (3) 福岡県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業（初回精密検査及び定期検査の実施）への協力

3 指定基準

福岡県と契約している県内の治療医療機関（※1）のうち、次の機能（※2）を全て満たすものとし、2次医療圏に1ヵ所以上の確保を目指す。

- (1) 専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等）による診断（活動期及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。
- (2) 肝炎患者の状態に応じた抗ウイルス療法を適切に選択及び実施し、治療後もフォローアップできること。
- (3) 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。

（※1）治療医療機関

慢性肝炎の患者に対し、初期治療導入及び副作用に係る検査・治療をウイルス肝炎の専門医師と連携して実施することが可能である医療機関。

【本県の指定要件】

- ① 陽性者を確実に受診勧奨すること（検査医療機関であること）
- ② 肝炎医療従事者研修会への参加をすること
- ③ 日本肝臓学会「B型肝炎治療ガイドライン」及び「C型肝炎治療ガイドライン」に準じた診断、治療を実施すること
- ④ 慢性肝炎の患者に対し、初期治療導入及び副作用に係る検査・治療をウイルス肝炎の専門医師と連携して実施することが可能であること
- ⑤ 肝炎治療受給者の治療経過を治療終了後又は治療中止後に肝炎対策協議会へ報告すること（診断書を記入した医療機関のみ）
- ⑥ 指定検査医療機関、保健所が実施する肝炎ウイルス検査で感染が疑われた患者の受

診状況については最寄りの保健所、また、精密検査報告書については指定検査医療機関へ報告すること

- ⑦ 「福岡県肝炎対策協議会」から助言を受けた場合には、これを参考に適切な検査、治療等を実施すること

(※2) 専門医療機関の機能

平成29年3月31日付厚生労働省健康局長通知「肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備について」により、専門医療機関として示されている条件。2次医療圏に少なくとも1ヵ所以上確保することが望ましいとされている。

4 指定要件

- (1) 施設内に、一般社団法人日本肝臓学会が認定した肝臓専門医が1名以上常勤している。(非常勤でも可。その場合、医療機関と専門医の連携・連絡が密にとれる体制であること。)
- (2) C型慢性肝炎・代償性肝硬変に対するインターフェロンフリー療法の導入(初期導入)実績がある。
- (3) B型慢性肝炎に対するインターフェロン療法あるいは B型慢性肝炎・肝硬変に対する経口抗ウイルス薬の投与実績がある。
- (4) 毎月、継続的なウイルス性肝疾患の診療実績がある。
- (5) 画像検査等(腹部超音波・CT・MRI等)による肝硬変、及び肝がんの高危険群の同定と早期診断が可能である。
- (6) 医療機関における肝炎ウイルス無料検査の陽性者について県へ報告をする。
- (7) ウイルス性肝疾患の治療において、地域のかかりつけ医との紹介・逆紹介に努めている。
- (8) 施設内に、福岡県知事が認定した福岡県肝炎医療コーディネーターを配置している。

<注記>

2次医療圏に専門医療機関が確保できないときは、(1)～(8)に満たないことがあっても、他の医療機関から協力を得られる体制を確保することで肝炎診療ネットワークを構築することが可能であれば、その医療機関を指定することができる。

5 指定期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日(2年間)

6 応募方法

「福岡県肝疾患専門医療機関に関する申請書」(別紙1)を福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課まで提出する。

7 選定方法

福岡県知事が各治療医療機関からの申請に基づき、福岡県肝炎対策協議会の意見を踏まえ、適当と認めるものを「福岡県肝疾患専門医療機関」として指定する。

8 情報の公開

必要に応じて次の事項を公開することについて承諾をすること。

- (1) 施設名、所在地、連絡先
- (2) 責任窓口医師の氏名、連絡先
- (3) 一般社団法人日本肝臓学会が認定した肝臓専門医師の人数
- (4) 過去のC型慢性肝炎・代償性肝硬変に対するインターフェロンフリー療法の導入(初期導入)実績
- (5) B型慢性肝炎に対するインターフェロン療法あるいはB型慢性肝炎・肝硬変に対する経口抗ウイルス薬の投与実績
- (6) 毎月のウイルス性肝疾患の診療実績
- (7) 肝硬変、及び肝がんの高危険群の同定と早期診断のための画像検査等（腹部超音波・CT・MRI等）機器の保有状況
- (8) 医療機関における肝炎ウイルス無料検査の陽性者について県への報告有無
- (9) ウイルス性肝疾患の治療において、地域のかかりつけ医との紹介・逆紹介の対応有無
- (10) 福岡県知事が認定した福岡県肝炎医療コーディネーターの人数

9 指定の解除

次の場合、福岡県は専門医療機関の指定を解除する。

- (1) 専門医療機関から指定の解除の申し出があった場合
- (2) 医療機関及び保健所の肝炎ウイルス検査で感染が疑われた県民の精密検査結果報告等を検査医療機関及び保健所等、検査実施機関に適切に報告されない場合
- (3) 虚偽の報告が行われた場合
- (4) 指定要件を満たさなくなった場合
- (5) その他、福岡県肝炎対策協議会が、指定することが適切でないと判断する場合